

障害者福祉課

## 港区障害者（児）日中一時居場所提供事業の実施について

区は、障害者（児）が安全に過ごせる居場所の確保により生活の充実を図るとともに、その家族が安心して就労できる環境を整え、家族の介護による負担などを軽減するために、令和4年10月から、障害福祉サービス等を提供する事業所と協定を締結し、事業所内で障害者（児）の活動等の見守りなどを行う「障害者（児）日中一時居場所提供事業」を実施します。

### 1 障害者（児）の日中の居場所に係る現状と課題

障害者については、施設に通所して、食事や排せつの介護を受けながら創作活動などを行う「生活介護」や、商品の製作などを行う「就労継続支援」等の日中活動終了後に、家族が仕事から帰るまでの時間を待つために過ごせる居場所が少ない状況です。

障害児についても、放課後等デイサービス事業所の数が少ないため、希望した日に通えないこと、長い時間預かることができる事業所が少ないこと、重度の障害特性のある児童を受け入れることができる事業所がないことなどから、放課後や夏休みなどの長期休業中に過ごせる居場所が少ない状況です。

障害者（児）に対して、日中活動後や放課後等に安心して過ごせる居場所を提供することで、本人の生活をより充実させるための支援に加えて、その家族が就労できる環境の整備や休息するための時間の確保を支援することが喫緊の課題となっています。

### 2 事業の概要

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業のうち、各自治体が地域の事情に応じて選択できる地域生活支援事業の中の「日中一時支援事業」として実施します。

日中一時支援事業とは、障害者（児）の家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、障害者（児）の日中における活動の場を施設等に確保し、見守りや余暇活動などの支援を行う事業です。

区では、現在、重度障害児を対象に、夏休みなどの長期休業中のみ日中一時支援事業を行っていますが、今般、障害の程度を問わず、障害者（児）を対象に、主に日中活動後や学校下校後から家族が職場から帰宅する時間までの日中一時支援事業を開始します。

## (1) 対象者

- ア 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている者
- イ 手帳は交付されていないが、障害福祉サービス等の受給者証を交付されている者

## (2) 活動内容等

### ア 活動内容

動画の視聴や創作活動などの趣味の見守り、宿題などの学習支援、簡単な体操など

### イ 通所方法

障害者（児）自身による通所、家族等による送迎、移動支援の利用

### ウ 職員体制

利用者2名に対して、支援員1名で支援します。

支援者の中には、有資格者（※）を1名以上配置することとします。

※居宅介護提供資格、支援員1年以上経験、児童指導員資格などを持つ者

### エ 実施時間

障害者（児）の日中活動後や学校下校後から、家族が仕事から帰るまでの時間やその家族が休息するための時間（午後4時ごろから午後7時ごろまでを想定しています。）

### オ 利用者負担

1時間当たり220円（事業所に支払われる基準単価2,200円の10%）

## (3) 実施予定事業所

区と協定を締結して、障害者（児）へ居場所を提供していただきます。

### ア 有限会社 ユーエル介護センター【障害者を対象】

所在地：港区六本木3-4-31-302

活動内容：動画の視聴や塗り絵などの創作活動等

同時受入れ可能人数：2人

### イ 相談支援 Kースタジオ【障害児を対象】

所在地：港区赤坂7-2-6-202

活動内容：宿題やドリルなどの学習支援や工作活動等

同時受入れ可能人数：4人

## 3 経費

予算額 4,950千円

※財源構成：国=50%、東京都=25%、港区=25%

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月 実施予定事業所との協定の締結

11月以降 事業を実施する事業所の拡大に向けた調整

令和5年 3月 利用者アンケートや実施事業所からの事業に係るヒアリングの実施

4月以降 事業の実施状況の周知及び実施事業所の更なる拡大